

船舶事故等調査報告書

平成27年7月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2015長第20号
事故等種類	火災
発生日時	平成26年10月30日 18時00分ごろ
発生場所	長崎県佐世保市相浦港 ^{あいのうら} 相浦港1号防波堤灯台から真方位320°800m付近 (概位 北緯33°11.28′ 東経129°38.13′)
事故等調査の経過	平成27年3月9日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 ^{こうりょう} 幸漁、17トン NS2-23039（漁船登録番号）、株式会社 Ocean Works 第290-45922号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士
死傷者等	なし
損傷	バッテリー及び機関室の電気配線が焼損
事故等の経過	本船は、船長ほか4人が乗り組み、相浦港を約20ノットの対地速度で東進中、平成26年10月30日18時00分ごろ、船長が、異音を聞き、機関室を開けたところ、機関室左舷側後部に置かれたバッテリー付近に火炎を認めた。 本船は、船長が機関室を密閉し、自動拡散型消火器が作動した後、しばらくして鎮火した。 本船は、鎮火後、僚船に定係地までえい航された。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風速 約4m/s 海象：海上 平穏
その他の事項	船長は、鎮火後、機関室を確認したところ、バッテリーが破裂し、ほとんどの電気配線が焼損しているのを認めた。 船長は、本事故後、修理業者から、火災の原因は電気配線の老朽化ではないかと告げられた。 本船の電気配線は、平成7年1月の進水後、本事故まで継続して使用されており、不具合はなかった。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	不明 あり なし 本船は、相浦港を東進中、機関室から出火したことから、火災が発生したものと考えられる。

	<p>本船は、機関室左舷側後部に置かれたバッテリー付近の電気配線の被覆材が劣化し、短絡して出火した可能性があると考えられるが、その状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、相浦港を東進中、機関室から出火したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>船長は、本事故後、電磁接触器を増設した。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電気配線は、定期的に外観等の点検を行い、必要に応じて新替えることが望ましい。